

R7.4.1 改正条例 施行日

令和6年	令和7年						
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
議会上程	周知期間 市のホームページ、広報 (4月特集号)、検針時にチラシ投函 など			施行日(4/1)前から使用している場合は、下記の 経過措置を適用する。			

令和 7年								
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
偶数月検針		2月検針、請求分 (1・2・1月使用分)		4月検針、請求分 (2・3月使用分)		6月検針、請求分 (4・5月使用分)		
		旧使用料		旧使用料		新使用料		
奇数月検針			3月検針、請求分 (1・2月使用分)		5月検針、請求分 (3・4月使用分)		7月検針、請求分 (5・6月使用分)	
			旧使用料		旧使用料		新使用料	
経過措置は、施行日前から使用している 場合に適用します。				施行日(4/1)以後から使用した場合は新使用料となります。 新使用料				

- ※ 下水道使用料は、水道料金とあわせて隔月検針・請求となります。
- ※ ○月検針は、○月の初旬に検針し、○月の下旬に口座振替や納付書で請求する分のことです。
(例：4月検針は、4月の初旬にメーターを検針し、4月末に請求する分のことです。)